

福岡県公報

平成20年5月7日
第2819号

目次

告示(第755号 - 第765号)

県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	1
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
自衛官の募集	(市町村支援課)	3
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
公 告			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
公 安 委 員 会			
警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	7

告 示

福岡県告示第755号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年4月23日付けで定めたので、同条第4項

において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字津野 (遊農津野地区埋金換地区)	換地計画書の写し	平成20年5月7日から 平成20年6月4日まで	添田町役場

福岡県告示第756号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年4月23日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字津野 (遊農津野地区大峰換地区)	換地計画書の写し	平成20年5月7日から 平成20年6月4日まで	添田町役場

福岡県告示第757号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	

柳川市昭代干拓土地改良区	平成20年 4 月23日
道海島土地改良区	
瀬高町土地改良区	
矢部川左岸上流土地改良区	

福岡県告示第758号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年 5 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年 4 月 9 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人安全衛生推進協会
 - (2) 代表者の氏名
福岡 弘
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区荒江2丁目14番7号2F
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、労働安全衛生法を中心とする関係法令に基づき、必要な関係各所との連携を取りながら、以下に記載した目的に従って活動を行う。

1. 職場における労働災害の防止を目的とした労働安全衛生教育の普及及び推進
2. 技能労働者の底辺拡充を目的とした就労支援及び雇用促進
3. 労働者の福祉の充実及び雇用・労働環境の改善

福岡県告示第759号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年 5 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年 4 月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人たすけあい筑紫野
 - (2) 代表者の氏名
伊藤 ひろみ
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫野市大字原750番地71
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、筑紫野市及び近隣市町村の住民に対して、身体介護、家事援助、子守り、送迎等を必要とする不特定多数の市民に対しての支援事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、筑紫野市及び近隣市町村の住民に対して、身体介護、家事援助、子守り、等を必要とする不特定多数の市民に対しての支援事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第760号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 5 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字尼ヶ瀬2492の1、2492の7、2495、字枝折谷2630の3、2631

、2633の1、2633の2、2634の1、2634の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第761号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字森樫8757、8758の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第762号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

若宮市犬鳴字金山254の1・255の1・259の1・260の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び若宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第763号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成20年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の

募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 募集期間

平成20年7・8月入隊（男子のみ）	平成20年5月7日から 平成20年5月27日まで
-------------------	-----------------------------

2 受験資格

平成20年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

3 試験期日

平成20年5月31日（土）

4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1丁目12番 (電話 092 - 584 - 1881)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5 - 1 - 1 (小倉駐屯地内) (電話 093 - 963 - 3590) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町西八田 (築城基地内) (電話 0930 - 56 - 1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455 (芦屋基地内) (電話 093 - 223 - 0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市大字川津639 - 1 (電話 0948 - 22 - 4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5 - 12 (福岡駐屯地内) (電話 092 - 591 - 7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2 - 1 - 5 博多サンシティビル2F (電話 092 - 414 - 5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2 - 2 - 63 (電話 092 - 607 - 4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5 - 4 - 20 パールマンション2F (電話 092 - 891 - 7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)

久留米市山川追分1 - 8 - 19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942 - 23 - 7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1 - 2 - 9 (電話 0944 - 52 - 3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942 - 72 - 3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662 - 5 (電話 0943 - 24 - 5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6 - 7 (電話 0944 - 72 - 7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

5 試験場の位置及び名称

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5 - 1 - 1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地
久留米	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第764号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年4月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ十三部店

(2) 所在地 福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
マックスバリュ九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年12月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,271平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外	106

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外	65

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外	100.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外	36.25

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第765号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(花畑駅周辺土地区画整理事業)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市 西町、津福本町地内	平成20年3月27日

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
被服管理システムサーバ機器賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成20年7月1日から平成25年6月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成20年5月16日現在において、次の条件を全て満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者
- | 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|-------|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA又はA |
- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

- 中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部会計課
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2237
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
(1) 平成20年5月7日（水）から平成20年5月16日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで
(2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
(1) 提出期限
平成20年5月16日（金） 午後6時00分
(2) 提出場所
4の部局とする。
(3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 9 開札の日時及び場所
(1) 日時
平成20年5月19日（月） 午前10時00分
(2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金を受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第136号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成

17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第9条の規定により公示する。

平成20年5月7日

福岡県公安委員会

1 審査の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成20年6月18日(水)	午前10時から午後3時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成20年7月22日(火)		

2 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項(学科及び実技試験の免除)に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式10問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成20年5月26日(月)から同年5月30日(金)までの毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- (イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (ウ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)
- (エ) 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書など)
- (ウ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)
- (エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書(検定規則別記様式)1通
- (イ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(ウ) 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 審査手数料

4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、審査手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活

安全刑事課において受け取ることができる。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています